

2021年 7月 / 日

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡 和弘様

株式会社ロイヤルパークホテルズアンドリゾ
常務取締役 原 一史



再々回答書

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、2020年（令和2年）8月6日付ネットとうほく2017（検）第3号-5（以下「本件文書」といいます）にて貴団体よりご照会のありました事項につきまして、以下の通りご回答申し上げます。

なお、当社は、2020年10月1日付けにて株式会社東北ロイヤルパークホテル（以下「東北社」といいます）を吸収合併し、東北社の一切の権利義務及び契約上の地位を承継したことを申し添えます。

敬具

記

1. 【申入れ事項1】について

ご結婚披露宴規約「6.ご披露宴の取消料」（以下、「本規約6.」）といいますが、における「披露宴当日の364日前から180日前まで」及び「同179日前から90日前まで」の取消料については、2020年3月31日付当社から貴団体宛て書面「再回答書」にて回答いたしました通り、消費者契約法に反しない範囲で、当社に実質的に生じる損害額を設定させて頂くことにしたものです。

貴団体からは、『婚礼組数単価の平均額（サービス料を含む）』、『粗利率』、『非再販率』の個々の数値のいずれもが、他の事業者における数値と差が大きいという逸失利益の算定根拠に関する当社の説明にもかかわらず、取消料の額を申込金の範囲内とする公益社団法人日本ブライダル文化振興会の「結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款」（以下「モデル約款」といいます）や他の事業者の約款とは大きく異なるため、消費者契約法9条1号に違反する可能性が高いとのご指摘をいただいたものと理解しております。

しかし、他の事業者がどのような方法により逸失利益を算定しているか当社において把握しておらず（当社が申し上げたのは、各数値は他の事業者に

比して特異なものではないと認識しているというものに留まります)、また、貴団体もご理解のとおり、モデル約款においても、解約料金については各事業者が決定するものである旨明記されていること、モデル約款では、解約料金について「申込金の50%まで」や「申込金の全額」などの記載がありますが、申込金をどのような金額とすべきかについての言及はなく、申込金の金額により、本規約による取消料の方がモデル約款による解約料金より低くなることも当然あり得ることを考慮しますと、他の事業者の約款と異なる取消料を当社が設定していることから直ちに消費者契約法9条1号に違反することになるとはいえないと考えます。

以上のとおり、ご指摘の期間における取消料に関する定めが消費者契約法9条1号に違反するという貴団体のご主張には理由がないものと理解されるため、再度変更することは考えておりません。

2. 【申入れ事項2】について

貴団体からのご指摘を受け、当ホテルご結婚披露宴規約「8.施設内の事故・盗難等」(以下、「本規約8.」とします)に関しましては、当ホテルの施設・什器備品等の損傷等の損害が発生した場合、お客様等)が修理や損害賠償金を負担するのは、その損害発生につき当該お客様等の責めに帰すべき事由や故意過失等がある場合に限る旨を明確にするように変更致します。

なお、お客様(契約者)自身に故意・過失がない場合であっても、当ホテルの施設・什器備品等の損傷等の損害発生について、お客様側の関係者またはお客様(契約者)が直接依頼された手配会社の方々(以下、「関係者等」といいます)に故意・過失が認められ、かつ当該関係者等が、お客様(契約者)の履行補助者にあたる場合には、上記変更内容を踏まえましても、当該お客様(契約者)が修理や損害賠償を負担する可能性があることを申し添えます。

3. 【申入れ事項3】について

貴団体からは、本規約8.の尚書き(以下、「免責条項」といいます)において、当社に軽過失があつたとしても一切の賠償責任を負わない旨規定していることが、消費者契約法8条1項1号及び3号に反し、無効であるとのことご指摘をいただいております。

貴団体からのご指摘にあります消費者契約法第8条の適用につきましては、お客様に生じた損害の原因が当社にあることを前提とした場合においては異論を唱えるものではなく、貴団体からのご指摘を踏まえ、当社に故意又は過失がある場合を除き、当社は責任を負わない旨の内容に変更させ

ていただきます。

他方で、当社の関与のない、例えば結婚式当日に、お客様がご自身で管理されている祝儀に関して、第三者による盗難等が発生した場合にまで、当社に責任ありとなることは承服致しかねますことを申し添えます。

以 上